

12. 電気

(1) 分電盤

各住宅の玄関、廊下などの上部に取り付けてあります。電流制限器と配線用しゃ断器などからなっており、電気の使い過ぎを防ぐ保安装置です。なお、電流制限器は、電力会社によって取り付けない場合があります。

◆住宅内部の電気が切れたとき◆

◎電流制限器が設置されている場合は、電気会社との契約容量以上の電気を使用すると、電流制限器が自動的に作動して電気を切ります。使用中の電気器具を減らしてから、電流制限器のつまみを上げて電気を入れてください。

◎電力量計がスマートメーターに交換済みで、かつ電流制限器が設置されていない場合は、電力会社との契約容量以上の電気を使用すると、スマートメーターが自動的に作動して電気を切ることがあります。その場合、しばらくすると自動的に再送電されますので、使用中の電気器具を減らしてお待ちください。詳しくは、ご契約の電力会社へお問い合わせください。

◎電気器具の故障で「ショート」した場合は、配線用しゃ断器が自動的に作動して電気を切ります。これは危険信号ですから器具をはずして電気工事店に修理を依頼してください。

◎分電盤に漏電しゃ断器がついている住宅では配線や電気器具で漏電状態が発生すると、漏電しゃ断器が自動的に作動して、電気を切ります。この場合には、配線用しゃ断器を全部切ってから、漏電しゃ断器を入れ、配線用しゃ断器を1か所ずつ入れ、漏電している回路を調べた上で、その回路の配線用しゃ断器を切って、管理サービス事務所または住まいセンター等へ連絡してください。

分電盤の例



(2) 電気容量の変更

住宅で使用する電気容量には限度があります。電力会社によって契約内容が異なり、また、建物により電気容量が異なる場合がありますので、電気の使用にあってはご注意ください。

なお、通常、最大 30 アンペア（40 アンペア化の工事が完了している住宅では 40 アンペア）まで変更できます。団地によっては 60 アンペアまで変更が可能です。

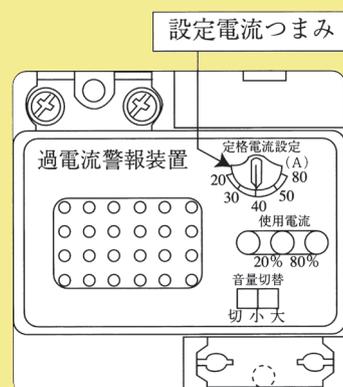
◆アンペアの変更

アンペア変更を希望される場合は、管理サービス事務所または住まいセンター等に簡易模様替えの届出を行い、UR都市機構の承諾を得てください。

また、特殊な大型機器を設置する場合は、管理サービス事務所または住まいセンター等に模様替えの申請を行い、UR都市機構の承諾を得てください。なお、皆さまの住宅の契約可能な最大の電気容量については分電盤に記載されています。記載がない場合は管理サービス事務所または住まいセンター等にお尋ねください。

◆過電流警報機能付分電盤（電気の使い過ぎを音声でお知らせする機能）が設置されている住宅◆

設定した電流をこえると音声で使い過ぎをお知らせします。アンペア変更の際は、分電盤内にある過電流警報装置の設定電流つまみの値を変更アンペア電流値と合わせてください（設定変更は、お住まいの方が行ってください）。



(3) 照明器具の取り付け

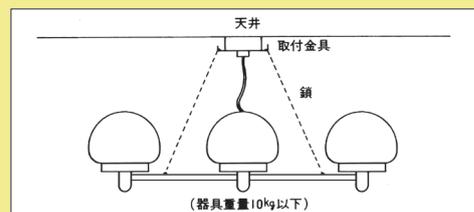
⚠ 注意

照明器具の電球は、器具に適合したものを使用してください。器具との組合せが不適切な場合、光源が点灯しないことがあります。また、表示ワット（W）数以上の電球を使用すると、熱でカバーおよび器具が変形または焼損して落下する恐れがあり、危険です。

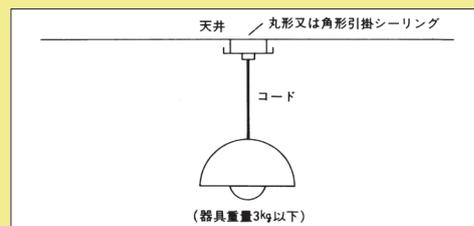
居室は各自で器具を取り付けていただきますが、取り付け可能な器具の重量は右図を参考にしてください。

- 白熱電球の球が切れた直後に電球に素手でさわると、やけどをする場合がありますのでご注意ください。

引掛シーリングの取り付け金具を利用して吊り下げる場合



コード吊り下げ形の照明器具の場合

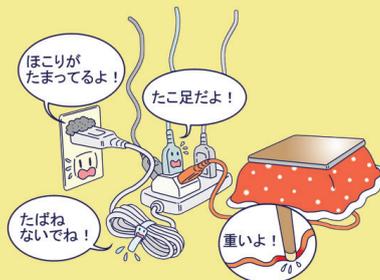


(4) コンセント

同じコンセントから、いわゆるタコ足配線をして同時にたくさんの器具を使用したり、電源コードと束ねたり、重い物が置かれていると、コードが加熱し、火災の原因となりますのでやめましょう。お子様のいたずらにもご注意ください。

⚠ 警告

プラグとコンセントの間にホコリなどがたまると火災の原因となります（トラッキング火災）。ホコリなどがたまらないようお手入れをしてください。



(5) エアコン用コンセントの取扱い

住宅内に設置されている「エアコン用コンセント」には、次のような種類があります。

◆専用回路のエアコン用コンセント（各戸分電盤から専用回路で配線されており、プレートの表面に「エアコン用コンセント」と表示しています）について◆

エアコンの消費電力は、分電盤の配線しゃ断器（20 アンペア）により制限されます。なお、通常は単相 100 ボルト用配線となっていますので、100 ボルト用エアコンの場合はそのまま使用できますが、単相 200 ボルト用エアコンについては、団地によって取り付けできない場合があります。管理サービス事務所または住まいセンター等へお問い合わせください。

また、コンセントの形状は機器によって異なり、取替えが必要となる場合があります。この場合は模様替え申請が必要です。このような専門的技術を必要とする工事は、資格がないと行えませんので、必ず電気工事店に依頼してください。

◆専用回路ではないエアコン用コンセント（各戸分電盤から部屋内の電灯やコンセントと同じ回路で配線されており、プレートの表面に「エアコン用コンセント」と表示がありません）コンセントについて◆

居室に設置されている「専用回路ではないエアコン用コンセント」について、エアコンを設置・購入される皆さまからの申出により、「専用回路のエアコン用コンセント」への取替工事を実施しております。専用回路のエアコン用コンセントへの取替工事を希望される場合は、管轄の住まいセンター等へお問い合わせください。

なお、室外機等の設置スペース（付近にスリーブ及び取付金具等）がない場合や、居室に「専用回路でないエアコン用コンセント」がない場合は、「専用回路のエアコン用コンセント」への取替工事を実施することができませんので、ご了承ください。

また、申込み時の混雑状況等により、工事実施までの日数がかかる場合がございますので、予めご了承ください。

※ 工事対象となるエアコン用コンセントが設置されている団地は限られています。